

船舶事故調査報告書

平成23年2月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月8日（日） 11時20分ごろ
発生場所	愛知県三河港口 蒲郡市三河港形原東防波堤南灯台から真方位131° 1,900m付近 （概位 北緯34° 46.7′ 東経137° 12.2′）
事故調査の経過	平成22年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ^{ラ フ アンド ピ ース} Love & Peace、0.1トン 240-60515愛知、個人所有 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75.0kW、平成19年7月 B 水上オートバイ ^{エフ} F0330、0.2トン 240-62050愛知、個人所有 2.85m (Lr) × 1.10m × 0.47m、FRP ガソリン機関、154.50kW、平成21年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 26歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年6月16日 免許証交付日 平成20年6月16日 （平成25年6月15日まで有効） B 船長B 男性 27歳 二級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成13年8月30日 免許証交付日 平成20年7月29日 （平成23年8月29日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（同乗者B）
損傷	A 右舷船首側面に凹損を含む擦過傷 B 船首及び右舷に亀裂を含む擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが友人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、蒲郡市形原漁港沖で遊走中、漂流していたB船右舷側方で右旋回し、航走波による波しぶきをかけようと接近したところ、平成22年8月8日11時20分ごろ、A船の船首とB船右舷船首がほぼ直角に衝突した。 B船は、船長Bが友人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、形原漁港沖で漂流中、周りの景色を眺めており、右舷正横方から接近するA船に

	<p>気付かなかった。</p> <p>両船は、船長及び同乗者全員が海中転落し、同乗者Bが右腓骨骨折を負い、A船の右舷船首（側面）に凹損、B船の右舷に亀裂などを生じた。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2</p> <p>海象：海上平穏</p>								
その他の事項	<p>船長A、船長B、同乗者A及び同乗者Bは、友人同士で、全員が、救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。</p> <p>船長Aは、2年前に免許取得後、通年ほぼ毎週、水上オートバイを操縦していたが、2人乗りの経験は少なかった。</p> <p>船長Aは、友人が急旋回により水しぶきをかけるのは見たことがあったが、船長A自身が行うのは、初めてであった。</p> <p>A船は、漂泊中のB船の右舷正横約20mの位置から、速力約30km/hで、B船に向かって直進した。</p> <p>A船は、船長AがB船の手前約2mで右にハンドルを切ったところ、僅かに右に船首を振った状態で、B船右舷船首部と衝突した。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、衝突の衝撃でB船の上を飛び越えて、B船左舷側に海中転落し、船長B及び同乗者BもB船左舷側へ海中転落した。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、形原漁港沖において遊走中、漂泊中のB船に航走波による波しぶきをかけようとB船の右舷側方で右に急旋回した際、速力に対して旋回の開始地点がB船に接近していたため、旋回しきれずにB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、同沖において漂泊中、船長B及び同乗者Bが船首方向を向いていたため、高速で右舷至近距離から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、形原漁港沖において遊走中、漂泊中のB船に航走波による波しぶきをかけようとB船の右舷側方で右に急旋回した際、速力に対して旋回の開始地点がB船に接近していたため、旋回しきれずにB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、同沖において漂泊中、船長B及び同乗者Bが船首方向を向いていたため、高速で右舷至近距離から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、形原漁港沖において遊走中、漂泊中のB船に航走波による波しぶきをかけようとB船の右舷側方で右に急旋回した際、速力に対して旋回の開始地点がB船に接近していたため、旋回しきれずにB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、同沖において漂泊中、船長B及び同乗者Bが船首方向を向いていたため、高速で右舷至近距離から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、形原漁港沖において、A船が遊走中、B船が漂泊中、A船が、B船に航走波による波しぶきをかけようとB船の右舷側方で急旋回した際、旋回の開始地点がB船に接近していたため、旋回しきれずにB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								